

小諸市医療費特別給付金事業（福祉医療）のご案内

市内に在住している対象の方（下記参照）に対し、福祉の増進と子育て支援に寄与することを目的に、病気やけがなどによる受診や処方箋による投薬を受けた時の自己負担金を助成する、医療費特別給付金事業（福祉医療）を実施しています。

医療機関等（病院・薬局）の窓口で、医療保険証とあわせて「福祉医療費受給者証」を提示するだけで、助成を受けることができます。 圃 厚生課 家庭支援係

●対象となる方

資格区分		給付方法
乳幼児	小学校就学前の乳幼児	①現物給付（あじさい色の受給証） 医療機関等の窓口で、500円までを支払う方法 【対象】満18歳到達後の最初の3月31日までの子ども ②自動給付（黄緑色の受給証） 医療機関等窓口で、医療保険の自己負担分を支払い、2~3か月後に指定の口座へ助成額を振り込む方法 【対象】上記（現物給付対象者）以外の方
児童	小学1年生から 高校3年生（年度末まで）	
障がい者 障がい児	身体障害者手帳1~3級	
	療育手帳A1・A2・B1	
	*精神保健福祉手帳1・2級	
	*特別児童扶養手当1・2級対象児童	
母子家庭 父子家庭等	20歳以上65歳未満で国民年金（障害年金）の受給者	
	65歳以上で国民年金施行令別表1・2級に該当する方	
母子家庭 父子家庭等	*母子家庭の母子	
	*父子家庭の父子	
	*父母のいない児童	

*印がある資格区分は、所得制限があります。

●助成の対象となる医療

保険証を使用して受診した時の、医療保険による治療の自己負担分が対象となります。

医師が認めた柔道整復・鍼灸等の施術、補装具等も含まれます。ただし、以下の点にご注意ください。

- ①検診、入院時の差額ベッド代、食事療養費、総合病院等の特定療養費、文書料などは、対象外です。
- ②他の制度により支給される高額療養費、付加給付金等のほか、交通事故等の第三者行為に係る医療費、学校・保育園・幼稚園等での事故等にかかる医療費（日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用）などは除かれます。交通事故や学校での事故などの場合は、医療機関等の窓口でその旨をお伝えください。
- ③他の公費負担医療の受給者証をお持ちの場合は、その受給者証を福祉医療受給者証とあわせて受診の際に必ず提示し、適用を受けてください。

●市へ給付申請が必要な場合

下記の理由により、自己負担金を全額支払った場合は「小諸市医療費特別給付金給付申請書」を提出することで、福祉医療費の助成を受けることができます。領収書等を持参し、厚生課窓口で手続きをしてください。

- | | |
|--------------------------|---|
| ①受給者証を提示しなかった場合 | ※提出期限は、受診の翌月から1年です。 |
| ②県外の病院・薬局などを利用した場合 | ※学校・保育園・幼稚園等の管理下（登下校や部活動等を含む）での怪我等の治療費は、スポーツ災害共済制度の対象です。その場合は、福祉医療費の給付対象外となります。 |
| ③スポーツ災害共済の対象にならなかった場合 | ※領収書の他に、添付書類がありますので詳細はお問い合わせください。 |
| ④補装具、小児用弱視等の治療用眼鏡を購入した場合 | |

●その他

小諸市から転出された場合は、必ず福祉医療費受給者証を返却してください。転出後に、受給者証を使用された場合は、受診に要した福祉医療費をお返しいただくこととなります。また、福祉医療助成制度を長期に渡って支えていくため、1レセプト*ごと500円までは受給者にご負担いただきます。

※医療機関や薬局（処方元ごと）が、被保険者ごとに1か月単位で作成する、診療や調剤内容の明細書。入院・通院別。